

「令和5年度第2回習志野市建築審査会」会議録

1. 会議名

令和5年度第2回習志野市建築審査会

2. 開催日時

令和5年9月25日(月)13:55～15:35

3. 開催場所

市庁舎5階 会議室5-3

4. 出席者氏名

委 員 廣田会長、寶田会長職務代理、飯島委員、宮嶋委員

処分庁 ●●●株式会社

▲▲▲氏、◆◆◆氏、■ ■ ■氏

事務局 神崎都市環境部長、山口建築指導課長、山本都市環境部主幹、

松尾建築企画係長、飯高副主査、佐久間主任技師

5. 議題

1. 建築審査請求に関する協議
2. 建築審査請求に関する口頭審査

6. 会議の概要

議題の1 建築審査請求に関する協議について

習志野市情報公開条例第8条第4号の規定に基づき非公開とする。

議題の2 建築審査請求に関する口頭審査について

建築基準法第94条第3項の規定に基づき、公開による口頭審査を行なう。

(審査請求人は欠席)

(処分庁の入室)

廣田会長： 傍聴の方は、いるか。

松尾係長： いない。

廣田会長： 口頭審査に先立ち、参加許可申請書と審査請求人より提出されている書面等の取扱いについて報告する。
参加許可申請書については「●●●●氏」の参加を許可する。

検証申立書について、建築審査会として現場の検証は不要とする。

物件提出要求申立書について、処分庁へ建築基準法の道路及び接道義務について確認できる資料を求め、資料が提出された。

公開による口頭審査の開催についての回答に関して、再度、口頭審査を行うこととする。

その他の申立書等については、審議不要とした。

松尾係長： 習志野市●●●△丁目における検査済証交付処分の取消を求めて、令和5年7月20日付けで提出された、審査請求の口頭審査を始める。

廣田会長： この口頭審査は、先に提出されている審査請求書等について補足していただくということが趣旨である。

発言は必ず許可を得てから、発言するようお願いする。時間は概ね30分程度で、弁明書等と重複するようなことは避けるようお願いする。

また、陳述内容が事件に関係のない事項にわたる場合、その他、相当でない場合には、これを制限することがある。

廣田会長： 処分庁に伺う。

物件提出要求書をうけて提出した物件について、口頭審査の場に限り開示してもよろしいか。

処 分 庁： よろしい。

廣田会長： 請求人及び参加人が出席した場合には、提出された物件を開示する。

廣田会長： 処分庁の意見を伺う。

処分庁が提出している書面に対し補足するご意見はあるか。

処 分 庁： 意見無し。

廣田会長： 委員の皆様から、処分庁に質問等はあるか。

各 委 員： （質問等なし）

廣田会長： 本日の口頭審査は15:00～15:30での案内として
いる。請求人から欠席する旨の書面が提出されてい

るものの、案内の15:30までは待ち、いらっしゃれば
再開することとする。

ここで一度、口頭審査を中断する。

(処分庁、一時退室)

(15:30)

(処分庁、入室)

廣田会長： 提出文書のとおり請求人は来なかったため、以上により、本日の公開による口頭審査を終了する。

ただし、改めて口頭審査の場を設けることについては、審査請求人及び処分庁へ再度、開催通知を送付する。

(処分庁、退室)

廣田会長： 以上で本日の会議を終了し、「令和5年度第2回習志野市建築審査会」を閉会する。

7. 所管課名

都市環境部建築指導課

電話番号 047-451-1151(内線)276

FAX 番号 047-453-7384